

## ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入などの令和2年中の収入が前年(令和元年中)より一定程度減少した世帯に対して国民健康保険税(国保税)並びに後期高齢者医療保険料の減免を実施していますので対象の方は申請をしてください。

【全額免除】 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【所得に応じて減免】 主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯

### 要件

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※なお、次の場合は減免の対象にはなりません。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合(例：懲戒解雇や令和元年中の離転職が主な原因となって収入減少した場合等)
- ・現行の非自発的失業者(倒産・解雇等の理由で離職され雇用保険を受給された方)の国保税軽減制度の対象になっている場合
- ・世帯の主たる生計維持者の減免を受けようとする前年の事業所得が0円以下であった場合

### 【国民健康保険税】

#### 減免の対象

- ・令和元年度国民健康保険税のうち令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの
- ・令和2年度国民健康保険税

#### 申請に必要な書類

- ①国民健康保険税減免申請書(様式第1号)
- ②事業収入等申告書(様式第2号)または給与証明書(様式第3号)
- ③令和2年中(1月～12月)の収入を証する書類(各月の収入がわかる帳簿等や令和2年分の確定申告書の控えまたは源泉徴収票等)
- ④令和元年中の収入を証する書類(令和元年分の確定申告書の控えまたは源泉徴収票等)
- ⑤事業廃業の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」(税務署提出の控え)等
- ⑥診断書(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)
- ⑦その他事実を確認できる書類
- ⑧国民健康保険の資格確認ができるもの(保険証)
- ⑨申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※上記様式は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。手続きについては、郵送による申請も可能です。

申請期限 3月31日(水)

申・問 保険年金課(内線139)

**令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止になります。  
市税等は安全で安心な口座振替や金融機関、コンビニ、スマートフォン(PayPay、LINE Pay)を利用した納付が便利です。**